

第3部 基本構想

～この基本構想は、平成28年3月市議会定例会において

議決されたものです。～

※時間の経過により、記載内容が現在の状況に合わない部分がありますが、策定当時の内容を掲載しています。

1 将来都市像

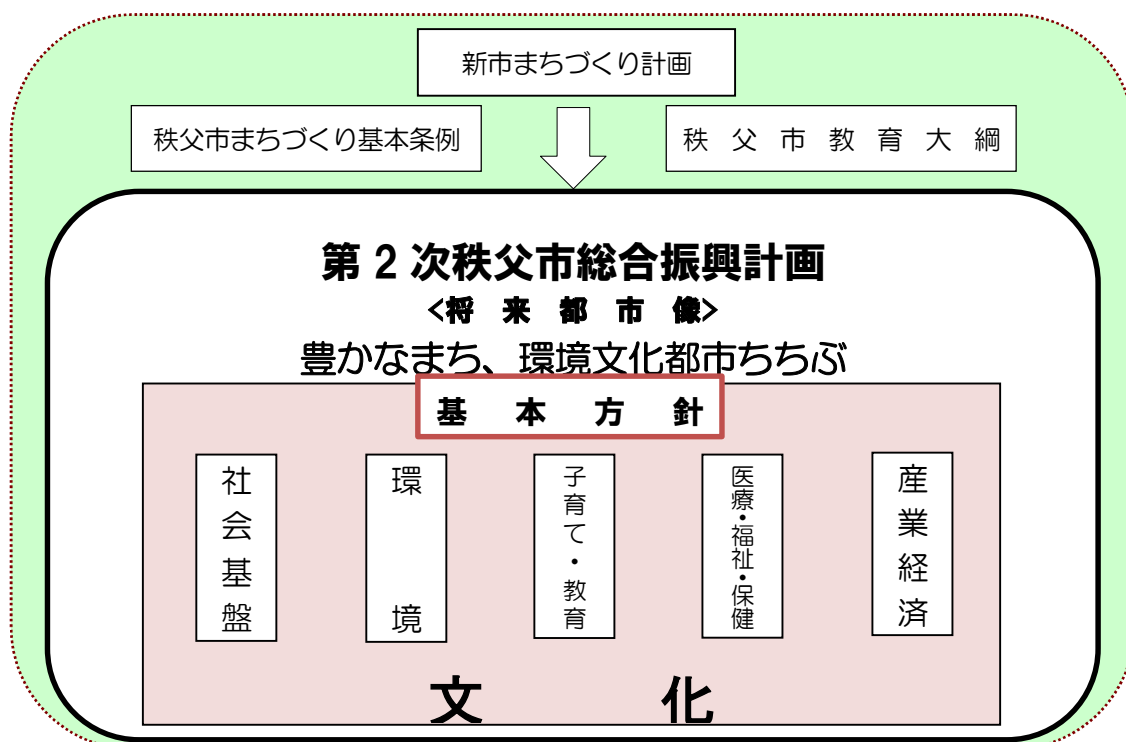
第1次秩父市総合振興計画の策定の際には、合併時に策定した新市まちづくり計画の将来像が踏襲されるように方向性を決定しました。

新市まちづくり計画については、平成32年度までを計画期間としていますので、今回策定の第2次秩父市総合振興計画においてもその将来像と性格を異にするものとはせず、に継承するものとします。

そこで、第2次秩父市総合振興計画では、「環境」「文化」「都市」というキーワードで構成していたこれまでの将来都市像に、新たに「豊かさ」¹を加えた、次の将来都市像を掲げます。

豊かなまち、環境文化都市ちちぶ

この将来像を実現するために、5つの分野の基本方針を柱に政策を進めていきます。



【秩父市の行財政運営】

¹ 「豊かさ」には、物質的な豊かさ、精神的な豊かさがありますが、ここでは、それらすべてを含めた「豊かさ」を意味します。

2 基本方針

将来都市像『豊かなまち、環境文化都市ちちぶ』を達成するために、5つの分野ごとに基本方針（政策）を掲げて行財政運営を進めます。

将来都市像のキーワードのひとつである「文化」は、基本方針で独立して分野化してはいませんが、人間が人間らしく生きるためには極めて重要な要素であります。

とりわけ本市は、先人から継承された誉れ高い歴史、文化を数多く有しています。歴史ある有形無形の文化や伝統ある諸行事が地域や生活に密着したものとなっています。これらを次世代に伝えながら、質の高い経済活動を実現するとともに社会の基盤を形成していかなければなりません。

私たちの日常生活における行動規範や判断基準として、文化を念頭に置いて振る舞い、文化を大切にする社会を構築することが必要です。そのため、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成²するため、一人一人が文化を大切にする心を持つとともに、文化を基軸にして施策を展開していきます。

(1) 産業経済分野

① 就労対策の推進

本市の就労状況は、リーマンショック以降の地域経済の低迷により落ち込み、政府の経済政策により景気が上向いていると言われていた中でも、秩父地域の企業を取り巻く環境は未だ厳しいものがあり、景気回復も実感できない雇用情勢となっています。また、新卒者は、大手企業への就職志向が強く、中小企業にとっては引き続き人材の確保が困難となっています。

このようなことから、国（厚生労働省・労働局・ハローワーク）や埼玉県等の関係機関、近隣自治体と連携し、個々に応じた雇用・就労対策を実施していきます。

② 商工業の振興

本市の商業の中心である商店街の現状は、店主の高齢化、後継者となる若者の流出や、長引く景気の低迷による購買力の低下、そして相次ぐ大型店の郊外への出店により、空き店舗や空き地が目立つようになっています。このような状態は、商店街が本来持っている生活機能の衰退となり、地域住民の生活環境への影響が懸念されます。

² 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）

このようなことから、中心市街地においては関係団体と連携を密にし、各種施策を実施するとともに、既存商店と新規商店の地域に密着した経営を促進し魅力ある商店街となるよう、積極的に取り組んでいきます。

また工業については、セメント、織物や木材産業などの生産量が大きく減少し、近年では電子機器、精密機械や金属加工などの電子機械産業が中心となっています。また、毎年実施している工業統計調査によると、市内事業所の多くは中小企業であり、景気の低迷などによる閉鎖などにより、減少傾向にあります。

工業の振興のためには、既存企業の強化、新たな事業の創出、企業の誘致が必要です。特に秩父地域は強固な地盤や豊富な水、きれいな空気など、企業の立地には有利な条件を備えています。

今後、地域経済の活性化と発展並びに環境と調和のとれた活力あるまちとなるよう、関係団体との連携を図りながら、各種施策及び支援に取り組んでいきます。

③ 観光産業の振興

社会環境の変化と生活様式の多様化に伴い、新たに滞在型観光の推進・外国人誘客の推進を柱とした観光政策を進めています。

そして秩父には数多くの観光資源があり、最近では若者を呼べる観光や豊かな自然環境を通じて地球をまるごと考え、楽しむ「ジオパーク」観光など多種多様な資源が存在しています。この多様性こそが秩父ならではの観光の魅力です。

秩父地域は都会に近いことから、日帰り観光は欠かせませんが、さらに、滞在型観光など、通年で観光を積極的に推進するため、学びながら楽しむ観光や体験型の観光の提供、環境に配慮したエコ観光、健康志向のヘルスツーリズムなど、新しいスタイルの観光の研究を進めることにより、秩父に訪れた観光客が二度、三度と訪れたいくなるようなリピーターの増加を目指した観光政策を進めています。

④ 農林水産業の振興

本市の農業は、中山間小規模経営という特殊性があります。近年観光農業の経営が増加していますが、全体的に見ると農業就業者人口は減少傾向にあります。さらに、有害鳥獣対策や農業従事者の高齢化、後継者不足などにより遊休農地が増加し大きな問題となってきました。

農業振興には、技術・経営能力に優れた農家の育成と後継者確保が重要です。また、

地域の特性を活かした特産品の6次産業化をはじめ、担い手への農地の集積化を図り生産性が向上するよう施策を推進します。

林業は、木材需要の低迷等による木材価格の下落、経営コストの上昇により、採算性は悪化してきました。しかしながら、林業従事者は長期的には減少しているものの、近年下げ止まり傾向にあり、若年者率は上昇傾向となっています。

森林は、水源かん養、土砂流出等の災害防止、木材生産等公益的、多面的な機能を持っており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要です。森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら、循環的に森林を利用していくため、森林の現況、自然条件、地域のニーズ等を踏まえ、望ましい森林の姿を目指し、整備・保全を進めていきます。

農林水産業の振興は、長期的な視野に立った施策の展開を検討していきます。

(2) 医療・福祉・保健分野

① 地域医療の充実

社会環境のめまぐるしい変化は、高齢者疾患・生活習慣病・精神障がいなどの増加を招き、その結果疾病構造などが変容し、医療ニーズの多様化が進んでいます。

医療は、市民の安心の基盤であり、多様な医療ニーズに応えていくためには救急医療・産科医療などの充実が重要となります。また、地域医療機関相互の連携強化により、検診を中心とした予防医療をはじめ、急性期から回復期、さらには療養期、在宅医療へと一貫性のある医療を提供し、可能な限り地域内で完結する医療体制づくりを進めていきます。

② 福祉の充実

高齢化が進展する中で、高齢者の所得保障、健康の維持、医療・福祉・保健などの総合的な施策を推進し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めなくてはなりません。

増加の一途をたどる高齢者が、住みなれた地域で生涯にわたり尊厳あるその人らしい生活を継続し、健康で生きがいを持って暮らしていける制度や仕組みを整えていきます。

障がい者が働き・学び・暮らせる環境は、依然として厳しいものがありますが、障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会を実現しなくてはなり

ません。

「秩父市障がい者福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」に基づき、医療・福祉・保健のサービスはもちろんのこと、教育・雇用などの分野の施策を積極的に展開し、障がい者の就労機会の増大と社会参加を図っていきます。

③ 保健サービスの充実

高齢化が急速に進行する中で、元気な市民づくりや健康サービスの充実が求められています。

次代を担う子どもの健全な成長を支援するとともに、各ライフステージにあわせた保健事業を充実して、健康寿命の延伸を目指します。

さらに、各地域で活動している健康推進員等を支援し、地域に溶け込んだ健康づくり活動を実施していきます。

(3) 子育て・教育分野

① 子育ての充実

少子化は、現代社会が抱える大きな課題のひとつです。その原因としては、晩婚化の進行や夫婦の子育てに対する意識の変化などが考えられ、さらにその背景には、女性の職場進出に伴う子育てと仕事の両立の困難さ、育児の心理的・肉体的不安感、子育てに対する費用の増大などが指摘されています。

安心して子どもを産み育てるためのひとつの条件として、経済的な裏づけは重要になることから、地域経済の活性化は不可欠の条件となります。

また、子育ては、個人の営みであると同時に社会的な営みであるという認識に立ち、地域社会を構成するすべての人々によって支援していく必要があります。

少子化が進行し、子どもたちの遊びやふれあいが少なくなる中、子どもの社会性を育むとともに、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域住民と行政が子育てを支援するまちづくりを進めます。

② 学校教育の充実

「人づくりはくにつくり」という言葉のとおり、将来を担う人材の育成は大変重要です。児童・生徒が意欲的に学べる教育環境の整備と学校教育の充実に取り組み、学力向上とともに心豊かな、心身ともに健康な人づくりを進めなくてはなりません。子どもにとって最初にして最高の教師は親です。家庭、学校、地域社会の連携を深め、

家庭教育を支援します。

学校は、将来への夢や希望を抱かせる輝かしい場所であり、地域の歴史、伝統を受け継ぎ、次代へ伝えるために魅力ある場所ではなくてはなりません。

児童・生徒が、学習の効果を上げ学力を向上させるためには、学習への興味を持つことが大切です。児童・生徒の興味に応じた教育、指導内容の工夫が活かされるような学校教育を支援します。

また、秩父地域ならではの教育にも力を入れていきます。豊かな自然と歴史に恵まれた地域性を生かし、将来の秩父を担っていく人材の育成につながる教育などを推進し、郷土愛を醸成します。

③ 生涯教育の充実

これまでの生涯学習活動は、生涯にわたって趣味・芸術・教養を身につけ、一人ひとりが充実した人生を送ることを目的としていました。しかし、近年の社会情勢の変化などにより、生涯学習の役割がまちづくり・地域づくり・地域への還元などへと変化してきました。

多様な価値観や市民ニーズに応じた学習活動を推進し、市民が生涯を通じ学び、感動して、積極的にまちづくり・地域づくりに参加できるような、学習環境を整えていきます。

本市には、4件の国指定の文化財をはじめ県・市指定の数多くの文化財があります。先人の努力により現在まで受け継がれてきたこれらの文化遺産を保護し、未来へ伝えていくとともに、資料館等を活用しその普及に努めます。

また、本市は芸術文化の分野で活躍する多くの文化人を輩出し、多くの市民が芸術文化活動を積極的に行っています。市民の芸術文化活動を支援し、その価値を高めるための施策を展開することが求められています。

さらに、豊かな自然に恵まれた本市は、新しい芸術文化を創造するために最適な環境を有しているといえます。大自然と調和する芸術文化を振興し、世界に向けて「環境文化都市ちちぶ」を発信していきます。

より多くの市民がスポーツに親しみ、健康増進を図れる環境を整備します。小中学生の誰もが興味あるスポーツに参加できるような体制づくりや中高年齢者が健康維持のためスポーツに親しめる機会の提供を拡大することが必要となっています。

このように市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送り、明るく活力ある社会を形成するために、本市のスポーツ振興に向けた施策を進めていきます。

(4) 環境分野

① 自然環境との共存

私たちは、豊かな自然環境の恩恵を受けながら、大きな社会経済の発展を実現させてきました。過去には社会経済を著しく発展させるために、自然環境への影響をないがしろにしていたことも事実です。しかし現在は、自然環境を配慮した発展を実現させなければならないことは言うまでもありません。

今後も私たちが受け継いだ豊かな自然をしっかりと守り、責任をもって次世代へ引き続くだけでなく、生態系の保護や地域の特性に応じた生物多様性を活かした魅力ある地域づくりを進めていきます。

また、未来への責任を果たすためには、地球環境を守る取組を行わねばなりません。特に急速に進む地球温暖化に対しては、一人ひとりの意識と行動が必要であると考えます。さらに、持続可能な発展、循環型社会の構築を目指すためには、自然環境との共生、調和のとれた経済活動を行うことに加え、化石燃料によらない新たな再生可能エネルギーを検討し、エネルギーの地産地消も進める必要もあります。

このため、環境保全意識を高める取組を実施しながら、生態系の保護や地球環境の保全に努めます。

② 生活環境の整備

社会経済活動の発展により、物質的な豊かさや便利さの中で快適な暮らしができるようになっていますが、その反面、様々な種類の廃棄物が発生するようになり、不適正処理事案も増えるなど、一層の廃棄物の発生抑制や再使用、再利用が求められてきています。また市民の環境衛生に対する価値観の多様化は、騒音や悪臭といった感覚的な都市生活型公害を招く一因にもなっています。さらに空き家、空き地や遊休農地などの管理不全の問題、外来種も含めた野生動植物や愛玩動物の増加なども絡み、身近な生活環境に係る問題の複雑化が顕著になってきています。

環境と経済の両立を図り、持続的な発展が可能な「循環型社会」づくりを目指すため、限りある資源を有効に活用し、環境負荷を低減する施策が求められています。循環型社会の構築をしていくため、市民、事業者、行政が相互理解のもと、それぞれの

立場で環境負荷低減に向けた取組を行っていきます。また新たな生活環境問題への対応を図るなど、良好で快適な身近な生活環境が保てるよう各種施策を進めていきます。

聖地公園においては、時代の経過に伴う社会状況の変化に対応した市民の希望する形態の墓所を整備していきます。

(5) 社会基盤分野

① 安心安全なまちづくり

市民の生命、身体、財産、生活に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故など、あらゆる危機に対し迅速かつ確に対応するための危機管理体制を強化します。

いつ起こるかわからない災害に対し、関係機関と連携し、平常時から防災や消防・救急に関する体制の整備を図るとともに、自治体間の相互応援体制を確立して防災力ナンバーワン都市を目指します。

また、市民生活を脅かす犯罪を未然に防止するために、自主防犯組織などの地域力をベースに、市民、企業、警察等関係機関と連携して犯罪のない安全なまちづくりを進めます。同様に、市民を消費者被害から守るため、消費者教育の充実と被害者救済の施策を進めます。

② 生活基盤の整備

本市の水道事業は、大正13年11月に埼玉県で最初の近代水道として、橋立浄水場から給水を開始しました。戦後、高度経済成長と市勢の発展により、給水区域の拡大や生活様式の変化による水需要増加に対応するため、数次にわたる施設の拡張工事や簡易水道事業の統合などの事業を進めてきました。しかしながら、現在の水道施設は建設後かなりの年数が経過しており、多くの施設が更新・改良の時期を迎えています。このような中、特に秩父地域における水道事業経営は、人口減少による給水収益の減少や、県内の他の地域との料金格差の問題が課題となっています。

これらの背景と課題を踏まえ将来にわたり安全な水を安定的に供給する水道事業を維持継続するために、秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の水道事業を統合・広域化し、水道施設の合理的、計画的な整備や水道事業の効率的な経営管理を行います。

市民のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくため、秩父地域「水道事業基本構想・基本計画」を基に、事業を推進していきます。

荒川源流域としての水環境を守る責務から、河川の水質汚濁の原因とされる生活排水対策として、「秩父市生活排水処理基本計画（平成 27 年度～）」に基づき、公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各事業で分担し、計画的、効率的に生活排水の適切な処理を推進していきます。

さらに、経済性や効率性を追求した排水処理に関するシステムの構築を研究していきます。

下水道については、「秩父市公共下水道中期ビジョン（平成 27 年度～平成 36 年度）」により、合理的、計画的な施設整備と効率的な事業運営に努めていきます。

③ 地域基盤の整備

本市の幹線道路網は、東西に走る国道 299 号、南北に走る国道 140 号の 2 路線の国道を中心として、主要地方道 9 路線、一般県道 12 路線と縦横に走る市の幹線道路で形成され、観光・経済・社会活動を支えています。これらに加えて、市内には一般市道が張り巡らされ、市民の生活道路としての役割を果たしています。

生活道路は、市民の安心安全を考慮した人にやさしい歩道等の整備も進めます。

また、近年、自動車交通量の増加に伴う市内の慢性的な渋滞、行楽シーズンによる国道の渋滞の解消が道路網整備の大きな課題となっています。また、本市が、自然豊かで豊富な観光資源に恵まれた国際観光都市として発展していくためにも、景観に配慮した体系的な道路網の整備が急務となっています。

さらに、本市の大半は山間部であるため、住民生活の質的向上や居住地としての魅力向上のため、周辺部と中心部とのアクセスの向上を図る必要があります。

現在整備が進められている西関東連絡道路（国道 140 号バイパス）は、近い将来、市内蒔田地区まで開通し、今後本市の社会経済活動、渋滞解消対策、観光振興にとって重要路線となります。引き続き荒川、大滝地区までの計画が進められています。西関東連絡道路の延伸である（仮称）大滝トンネルの早期着工や市内へのアクセス向上に努めるとともに、市内都市計画道路の整備を中心に交通の分散化を図ります。

なお、都市部と秩父地域をつないでいる関越自動車道や皆野寄居有料道路は、産業、観光の観点から見て非常に重要であることから、これらの広域的な道路網についても将来を見据えた行動を検討していきます。

魅力ある観光都市秩父を目指し、景観や環境、ユニバーサルデザインに配慮した魅

力ある道路づくりや安全で安心して通行できる橋りょう等の維持管理を進めます。

本市は、面積 577.83 km²のうち 66.35 km²が都市計画区域に指定されており、うち 8.26 km²を用途地域に指定しています。

安全で快適な居住環境を形成するまちづくりのために、自然環境、人口動向また各地域の歴史・風土などに配慮した計画を立てる必要があります。

今後は、人口減により顕在化している中心市街地の空洞化や都市機能の拡散などの問題を改善し、さらに土地の有効活用を図るため、用途地域指定の見直しや新たな制度・手法の導入なども視野に入れ、総合的、計画的なまちづくりを進めます。

潤いとやすらぎをもたらす美しい景観は、まちづくりを進める上で不可欠な公共の財産です。

本市には豊かな自然環境、歴史ある街並み、農業の営みとともに培われた農村風景など、多様な景観資源を有しています。これらは次の時代に受け継いでいくべき財産であり、地域の魅力を構成している資源です。

豊かな自然や文化などの地域資源と「豊かな森林環境に抱かれ、歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創出する」ことを基本目標とした「秩父市まちづくり景観計画」により、住む人々の心には安らぎを与え、訪れる人に深い感動を与える美しいまちづくりを進めます。

住宅は、個人にとって生活や健康の基盤であるとともに、地域のコミュニティ活動を支え、地域の環境・安心・安全の重要な要素です。

少子・高齢化社会を迎える中で、誰もが安心した居住空間を確保することが必要です。また、省エネルギー化など環境に配慮し、安全・安心に暮らせる住宅や住環境づくりが求められています。さらに地域の歴史や美しい自然を生かしつつ、今ある住宅を長く大切に使い、住み慣れた地域で暮らせる住まいづくりを進めて行くことが望まれています。

民間活力を活用しながら、適切な住宅、開発、建築指導行政を通して望まれる良好な住まいづくり、住環境の整備を図っていきます。

3 行財政運営

本構想を着実に推進するため、今後10年間における行財政運営の基本的な方針を示しますが、将来の社会変化を的確に想定することは、過去の基本構想を紐解けば、困難なことは明白です。

しかし、『豊かなまち、環境文化都市ちちぶ』という将来構想を実現するため、合理的な行政運営と効率的な財政運営を進めることにより、計画を進めていきます。

(1) 行政運営

秩父市は、人口減少・高齢化という大きな課題に直面し、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことが求められるなか、行政の効率化も図らなくてはなりません。

本市では行政改革大綱に基づき、新たな時代に対応した行政システムを構築するために、人材育成基本方針、定員適正化計画等に盛り込まれた具体的な施策を着実に実行していきます。

(2) 財政運営

少子・高齢社会に代表される社会経済情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズへの対応、地方分権に基づく権限移譲の進展など、行政需要は増大する一方です。さらに、合併特例期間の終了に伴う地方交付税の減少により、行政要望に応えるための行政運営を実施するには、限られた財源を効果的に配分することが求められます。

そこで、経費節減など財政運営の効率化を図るとともに、中期的な財政計画に基づく財政運営を行っていきます。

4 土地利用構想

豊かな森林資源を有する本市は、中央部を貫流する荒川とその支流である赤平川、吉田川が河岸段丘を形成し、その平坦地に多くの市民が生活しています。この自然環境の中で林業を営み、農地を拓いて本市の歴史、文化が築かれてきました。

本市の土地利用については、豊かな自然環境と快適な生活空間の共存を図っていくことを基本理念に置き、土地利用を推進していかなくてはなりません。

(1) 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来にわたる限られた資源であり、私たちの生活やあらゆる活動の基盤となるものです。このため、土地の利用は、公共の福祉を優先させ、私たちを育んできた豊かな自然環境の保全を図りつつ、秩父の歴史的、文化的及び経済的条件に配慮して、次の観点から総合的かつ計画的に土地利用を進めることとします。

広大な市域を有する本市において、それぞれの地域が特色を発揮し、創造的な文化活動や産業活動が活発に行われるような土地利用を進めていきます。すべての人が安心して住み続けることのできる豊かなまちの創造を目指していきます。

幾重にも織りなす山々に囲まれ、山の緑、蒼く澄んだ水の流れなど豊かな自然環境を有する本市において、生活環境と自然環境との共生関係をつくり出すことを目指していきます。また、豊かな環境を将来に引継ぐ持続可能な土地利用を進めていきます。

(2) 利用区分別土地利用の基本方向

① 森林・自然公園

森林は、酸素を作り、水を蓄え、地球環境保全に多大な貢献をし、私たちに恵みを与え、生き物を育む力を持っています。また、自然公園は、美しく風格ある景観と、自然とのふれあいを通じて、私たちに潤いとやすらぎを与えてくれます。本市の有する豊かな自然環境は、市民全体の大いなる財産であり、本市のイメージとして定着しています。

このため、動植物の保護に配慮しながら、森林の持つさまざまな公益的機能の保全や活用を図る土地利用を行っていきます。また、木材生産などの経済的機能の向上、自然とのふれあいの場の創出などを行っていきます。

② 商業・住宅地

中心市街地をはじめとする商業・住宅地域は、人々が住み、働き、集う、産業や文化の中心地であり、「まちの顔」としての役割を持っています。また、郊外に広がる住宅地は、身近に自然を感じることでできる居住空間となっています。

このため、景観に配慮しながら、防災上安全で、にぎわいのある都市環境と、快適な住環境を形成していきます。市街地においては、無秩序な拡大を抑制するとともに、低・未利用地³を有効に活用することにより、質の高い生活環境の形成を図ることを基

³ 「低・未利用地」とは、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、

本とします。また、郊外の住宅地については、周辺の自然環境との調和を図りながら、ゆとりと魅力のある住環境を創出していきます。

③ 農用地

農用地は、食料供給のための最も基礎的な土地資源であるとともに、生活環境に身近な緑地としての機能や、保水機能などの多面的機能を有しています。

このため、周辺の土地利用との調整を図りながら、適切に保全していきます。また、農用地の流動化・共同化を促進するとともに、特産物の開発などにより、遊休農地⁴の活用や集積化・集約化を図っていきます。

④ 工業用地

工業用地は、優良な企業誘致を進め市民の就業の場の確保と、活力ある地域経済を形成する上で、重要な役割を担っています。

このため、既存工業の維持及び技術高度化のための土地利用を進めるとともに、周辺環境へ配慮しながら、新規企業の進出が可能な土地の確保を図っていきます。

⑤ 都市公園・緑地

都市公園及び緑地は、散策、休憩、運動等のレクリエーションの場として、また、優れた自然の景観地として、憩いとやすらぎの場となっています。さらに、大気を浄化するとともに、災害時には避難地としての役割も担っています。羊山公園芝桜の丘や秩父ミュージアムパークは、首都圏における魅力ある観光拠点となっています。

このため、この貴重な財産を将来へ向けて適切に保全しながら、都市公園・緑地の持つ諸機能を向上していくための土地利用を図っていきます。

周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称です。（国土交通省「土地総合情報ライブラリー」より。）

⁴ 「遊休農地」とは農地法において「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義されており、農地の有効利用に向けて措置を講ずべき農地のことです。なお、「耕作放棄地」は農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語で、遊休農地に含まれて考えられています。